

1 施設の概要

(1) 施設名称

横浜市南区福祉保健活動拠点

※以下、愛称がある場合の例

愛称「トモニー」

平成16年に拠点の愛称を公募により「トモニー」と定めており、この愛称は継続して使用することとします。

(2) 開所年月日

平成16年7月1日

(3) 開館等

ア 開館時間

月曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

年末年始（1月1日から3日まで及び12月29日から12月31日まで）

ただし、毎月1回、特定の日を施設設備の保守点検等にあて、利用に供さないことができる

(4) 建物概要

旧市大浦舟病院1号館を横浜市が地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム等との複合福祉施設として再整備しています。（昭和42年11月竣工、平成16年5月改築、耐震補強工事済）

鉄骨コンクリート造・地上12階、エレベーターあり

(5) 面積

敷地総面積 2,866㎡

建物延床総面積 22,880.45㎡

拠点面積 553.16㎡

（専用面積283.84㎡、共用面積269.32㎡）

*ほか、浦舟複合福祉施設全体共用部分面積172.57㎡、駐車場4台分相当分あり

(6) 管理について

施設の経費負担及び管理については、「資料2 拠点の面積持分・管理区分等」及び「資料3 保守点検に関する事項等」のとおりとします。

(7) 案内図・平面図等

ア 案内図



イ 交通

市営地下鉄「阪東橋駅」より徒歩約5分

ウ 平面図等

別添資料2「南区福祉保健活動拠点マップ」参照

(8) 複合施設としての留意点

ア 本拠点は、浦舟複合福祉施設（以下、「複合施設」という。）の11施設が一体的に整備されており、他10施設と連携して施設管理をすることが必要です。（別添資料1「浦舟複合福祉施設の管理に関する協定書」参照）

イ 複合施設内の浦舟地域ケアプラザについても、同時期に別途公募を行います。

2 南区における基礎情報

(1) 基礎データ

ア 人口

200,759人（男性：100,306人、女性：100,453人）

イ 世帯数

114,881世帯

ウ 年齢別人口（①15歳未満、②15歳～64歳、③65歳以上）

①18,239人 ②129,053人 ③53,467人

エ 自治会・町内会の数

204

オ 地域防災拠点

25 か所

カ 区内の主な施設

例：大岡地域ケアプラザ、清水ヶ丘地域ケアプラザ、永田地域ケアプラザ、六ツ川地域ケアプラザ、浦舟地域ケアプラザ、中村地域ケアプラザ、睦地域ケアプラザ、別所地域ケアプラザ、南地区センター、大岡地区センター、永田地区センター、中村地区センター、南寿荘（老人福祉センター）、清水ヶ丘保育園、しろばら保育園、三春台保育園、永田保育園、井土ヶ谷保育園、石川小学校、井土ヶ谷小学校、大岡小学校、太田小学校、中村小学校、永田小学校、永田台小学校、日枝小学校、藤の木小学校、別所小学校、蒔田小学校、南小学校、南太田小学校、南吉田小学校、六つ川小学校、六つ川台小学校、六つ川西小学校、共進中学校、永田中学校、藤の木中学校、平楽中学校、蒔田中学校、南中学校、南が丘中学校、六ツ川中学校、南警察署、南消防署 等

(2) 主な計画等

計画名	URL
横浜市中期計画	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/
横浜市地域福祉保健計画	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/
南区地域福祉保健計画 (地区別計画含む。)	
南区運営方針	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/uneihoshin-yosan/unei/

3 拠点の実施事業

拠点の設置目的を効果的に達成するため、次の事業を行います。

(1) 福祉活動及び保健活動のための施設の提供

拠点は、福祉活動及び保健活動の場として、団体交流室及び多目的研修室等の諸室並びにロッカー及びメールボックス等の設備・備品を備えています（施設・設備の詳細は「資料1 諸室の概要及び面積等」を参照）。

これら拠点の施設を市民に提供するため、次の業務を行います。

ア 施設の使用の許可に関する業務

イ 施設・設備の維持保全及び管理に関する業務

ウ 拠点の利用促進に関する業務（拠点の施設、利用案内及び実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供を行う。）

(2) ボランティアに関する事業

福祉活動及び保健活動の場の提供に加え、ボランティアの育成、活動支援及びボランティアへの理解を深めるための事業等を実施します。

ア ボランティアに関する情報収集・提供

福祉・保健分野のボランティア、その他福祉保健に関する情報を収集して、地域のニーズや傾向を分析し、ボランティア業務に関する計画を立てます。また、ボランティアに関する情報を、ボランティアや利用者、地域住民等に提供します。

イ ボランティアに関する相談・紹介業務

ボランティアに関する様々な相談を行い、ボランティアと利用者を結びつけるコーディネート業務を実施します。

ウ ボランティアの育成・支援

ボランティア入門講座の開催や、ボランティア活動者・団体の交流会の開催を通じ、福祉活動及び保健活動の担い手であるボランティアの育成・支援を行います。

(3) 他の関連組織とのネットワーク

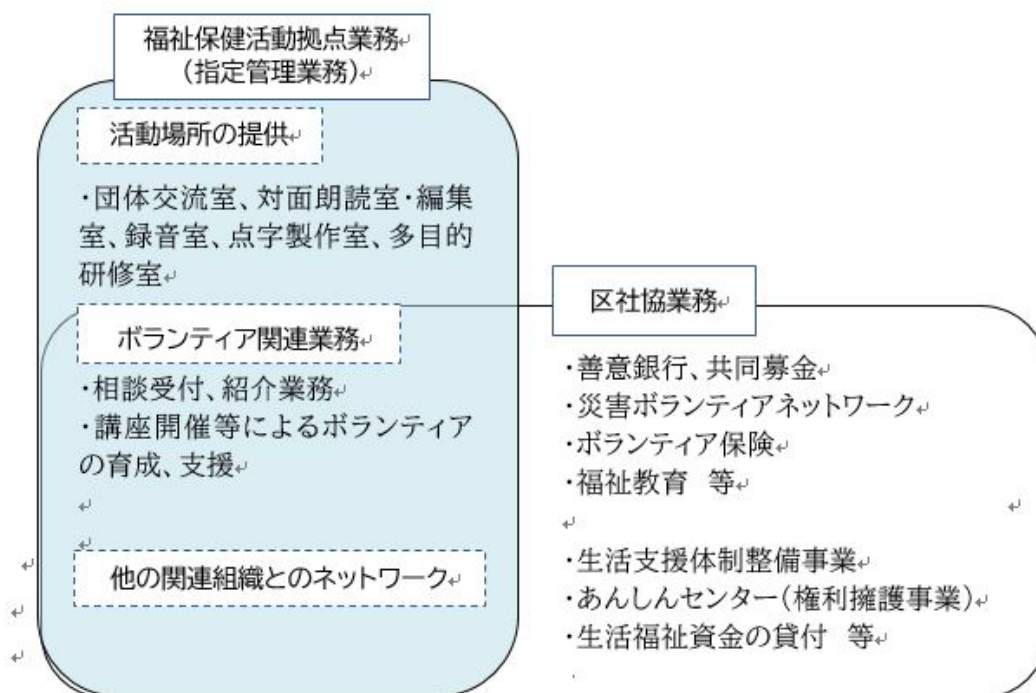
ア 関係機関及び地域との連携に関すること

拠点利用団体をはじめ、自治会町内会及び地区社会福祉協議会等の地域の団体や地域住民、南区、南区社協、地域ケアプラザ及び横浜市社会福祉センター等の福祉・保健関係機関及び市民利用施設との交流・連携に関する取組を行います。

イ 区行政との協働

南区地域福祉保健計画等、地域における福祉保健に関する計画や課題について区と協働して取り組み、必要に応じて福祉保健に関する南区等の事業に協力します。

区社協のバックグラウンドを生かした福祉保健活動拠点の指定管理業務



諸室の概要及び面積等

諸室	面積 (㎡)	使 途	備品等 (数)
団体交流室	117.25	地域の福祉保健団体等の事務・作業・打合せスペース	備品については、別添資料1-4「横浜市南区福祉保健活動拠点備品台帳」をご確認ください。
対面朗読室 編集室	20.91	視覚障害者に対する朗読サービス。録音テープダビング、発送。空いているときは会議室として使用。	
録音室・前室	14.03	視覚障害者に対する録音テープ吹込み。防音仕様。	
点字製作室	15.96	視覚障害者に対する点字印刷物作成。パソコンによる点字打出し、発送。空いているときは会議室として使用。	
多目的研修室	92.37	研修、講座等の開催。福祉保健活動団体会議等。	
事務室	13.11 (100.86)	区社協職員との共用で100.86㎡のうち13.11㎡が拠点職員の事務スペース	
打合せスペース	1.85 (14.26)	区社協との共用で14.26㎡のうち1.85㎡が拠点職員用のスペース	
倉庫	8.36 (64.29)	区社協との共用で64.29㎡のうち8.36㎡が拠点用のスペース	
共用部分 (廊下等)	269.32	廊下等 213.93㎡ トイレ 48.01㎡ 給湯室 7.38㎡	
合 計	553.16 (709.25) ㎡		

★面積：拠点（拠点・区社協）

★このほか、駐車場4台相当分を拠点用として確保します。

★このほか、浦舟複合福祉施設全体共用部分が172.57㎡あります。

<資料 2 >

拠点の面積持分・管理区分等

福祉保健活動拠点の建物区分、財産区分及び施設管理については、別添資料 1-1「浦舟複合福祉施設の管理に関する協定書」のとおりとします。

<資料3>

保守点検等に関する事項等

指定管理者は下表を参考とし、保守点検等を実施することとします。

法定点検はもちろんのこと、下表に記載のない事項であっても、横浜市の公共施設の保全基準に基づく点検や管理は、指定管理者の責任で適切に行う必要があります。

<留意点>

- ◆点検や管理を行う際には、本市の『維持保全の手引（随時更新）』を必ず参照してください。
- ◆建物の衛生管理に必要な点検項目・点検方法等について確認したい場合は、所在区の福祉保健センター生活衛生課にご相談ください。
- ◆併設施設がある場合、施設全体の共用部（外構、駐車場、電気設備、全館空調設備等）は、施設間で締結している協定等に従って、保守管理を行います。他の施設との分担により保守管理の業務主体とならない場合でも、他の施設管理者と同等の管理責任がありますので、ご留意ください。

(1) 保守・点検・維持管理等

法定点検となる項目も、設備の規模等により該当しない場合もありますが、該当しない場合でも法定点検に準じた点検を行うように努めてください。

項 目		内 容	点検頻度・回数
保 守 点 検	清掃	日常的な整理・整頓等	毎日
		定期的な清掃	月1回
		窓ガラス清掃 等	年6回
	植栽保守	除草・剪定・刈り込み	随時
	機械警備	機械警備	通年
	排水管清掃	排水管清掃	年2回
	昇降機保守	昇降機保守 ※建築基準法第12条第4項の定期点検含む	月1回
	自動ドア保守	自動ドア保守	年4回
	消防設備保守	消火器具	年2回
		誘導灯	年2回
		非常警報設備（放送設備）	年2回
		自動火災報知設備	年2回
		ガス漏れ火災報知設備	年2回
	自家用発電設備保守	非常用発電機の点検、保守	月1回
直流電源装置保守	非常灯、防災電源用の直流電源設備の点検、保守	年1回	

	空気調和等関連機器保守	ファンコイルユニット、空調用ポンプ等点検、保守	適時
	給排水衛生機器保守	受水タンク・高置タンク等点検、保守	年1回
	監視制御設備保守	中央監視制御装置等点検	年1回
	冷暖房機器関係保守	GHP点検整備	適時
	自家用電気工作物保守	自家用電気工作物の保安管理業務	月1回、年1回
修繕	小破修繕	照明装置の維持・交換 その他施設・設備の修繕	随時

(3) 修繕等

項目	実施者	対応	対応が必要と想定される修繕《施設ごと》
小破修繕	指定管理者	随時、必要に応じて実施 *劣化調査（及び12条点検）の指摘事項の対応は必須	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明の修理・交換 ・受水槽内部の発錆修理 他

*協議によって、上記とは異なる対応をする場合があります。

*必要な保守点検等を怠った結果、修繕が必要となった場合は、上記に関わらず、指定管理者の自己負担となる場合があります。

1 趣旨

本仕様書は、横浜市南区福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）の指定管理者が、拠点のウェブサイトを設置、更新及び管理するにあたり、ウェブアクセシビリティの確保に向けて実施すべき内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 ウェブアクセシビリティの確保について

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※ 本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

(2) 対象範囲

指定管理者として設置、更新及び管理する拠点のウェブページのすべて

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、横浜市と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(4) 試験前の事前確認について

ア HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール(miChecker 等)による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。

イ (1)で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例外事項の追加等を発注者へ提案し、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を行うこと。

(5) 試験の実施について

ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

ウ 試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること。

エ 試験実施の範囲

(ア) 総ページ数が 40 ページ未満である場合

試験を全ページで実施すること

(イ) 総ページ数が 40 ページ以上である場合

当該システムからランダムに 40 ページ抽出し、試験を実施すること。なお、40 ページの中には次のページを含めること。

■ 試験を必ず実施するページ

- ・ トップページ
- ・ サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)
- ・ アクセシビリティに関連するページ
- ・ 利用者から問い合わせを受けるウェブページ（存在する場合）

- (6) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（実装チェックリスト）の作成について
「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びWAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。
- ア 達成基準チェックリストの作成について
WAICの「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。
- イ 実装チェックリスト（達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠）の作成について
WAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。
- (7) 試験結果の説明及び不備の修正について
達成基準チェックリストの各項目の試験結果について横浜市に説明し、試験結果の妥当性について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試験実施を行い、発注者の承認を得るまで対応すること。
- (8) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について
- ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について
「(3)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(6) ア」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。
- イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について
「(8) ア」で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のページは、当該サイトのトップページ又は拠点の情報を掲載しているページから2クリック以内にとどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。
- ※ パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること。

2 参考ページ

- (1) みんなの公共サイト運用ガイドライン
https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf
- (2) WAICの公開しているガイドライン一式
- ア JIS X 8341-3:2016 解説
<https://waic.jp/docs/jis2016/understanding/201604/#details>
- イ ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>
- ウ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>
- エ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>
- オ 達成基準チェックリストの例
https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/gcl_example.html